

公共下水道事業認可区域内の汚水処理施設の接続及び排水施設移管処理要綱

(平成11年12月17日決裁)

(目的)

第1条 開発行為等により設置された集中合併処理方式等の汚水処理施設を備えた施設（以下「汚水処理施設」という。）の公共下水道への接続及び排水施設の移管を円滑かつ適正に行うため、この要綱を定める。

(移管の対象となる排水施設)

第2条 移管の対象となる排水施設（以下「排水施設」という。）は、公共下水道事業認可区域内にある汚水処理施設のうち公道に埋設された污水管、人孔、取付管及び私有地に設置された接続ます（公共污水ますに準ずるものを含む。）とする。ただし、敷地全体を1区画とみなす集合住宅は、移管の対象外とする。

(既設排水施設移管願いの提出)

第3条 汚水処理施設管理者等は、排水施設を移管しようとするときは、次に掲げる書類を添えて、既設排水施設移管願い（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(1) 下水道台帳作成に必要な書類（取付管及び公共污水ますの位置を示す図面を含む。）

(2) その他必要な書類

(排水施設の調査)

第4条 市長は、既設排水施設移管願いを受けたときは、排水施設の破損、不良箇所及び誤接続を把握するため、目視、テレビカメラ調査等により、調査を実施する。

(排水施設の補修工事)

第5条 市は、前条の調査により破損、不良箇所及び誤接続を発見したときは、市が当該箇所の補修工事を施行するものとする。ただし、汚水処理施設管理者等は、市と協議し、同意を得られたときは、補修工事を施行することができる。

(費用負担)

第6条 第4条の調査に係る費用は、市が負担する。

2 前条の補修工事に係る費用は、汚水処理施設管理者等が全額負担する。ただし、市が施行する場合において、排水施設の使用を開始した日から当該排水施設を移管する日までの期間が40年未満のときは各務原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（平成元年条例第19号。以下「条例」という。）に定める受益者負担金

の6割、排水施設の使用を開始した日から当該排水施設を移管する日までの期間が40年以上のときは条例に定める受益者負担金の8割を限度とする。

3 前項の費用は、市の指定した期日までに支払わなければならない。

4 受益者負担金は、条例第8条第2項第5号の規定により免除する。

(移管の時期)

第7条 排水施設を移管する時期は、市長が前条第2項の補修工事に係る費用の支払いを受けた日以後、汚水処理施設管理者等と協議して定める。

(宅内排水設備の調査及び補修)

第8条 汚水処理施設管理者等は、宅内排水設備を使用する場合は、宅内排水設備の誤接続、破損等の調査を行い、その不良箇所があるときは、汚水処理施設管理者等の責任において接続工事着手日までに補修工事を実施する。

(汚水の除去及び施設の解体)

第9条 汚水処理施設管理者等は、公共下水道へ接続された後、汚水処理施設に残存する汚水を直ちに除去するものとし、その費用は、汚水処理施設管理者等が負担する。

2 汚水処理施設管理者等は、汚水の除去された後、汚水処理施設を速やかに解体し、又は改造するものとし、その費用は、汚水処理施設管理者等が負担する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年12月17日から施行する。

2 公共下水道事業認可区域内の住宅団地の接続及び排水施設管理移管に関する方針(平成2年7月決裁)は、廃止する。

附 則(平成29年10月6日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）各務原市長

申請者 住所
氏名 印

既設排水施設移管願い

下記の排水施設の移管をお願いします。

記

排水施設の明細

所在地	面積	排水施設の移管区域

〔添付書類〕

- 1 下水道台帳作成に必要な書類（取付管及び公共汚水ますの位置を示す図面を含む。）
- 2 その他必要な書類